

# 外国為替及び外国貿易法の一部改正の背景について

我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するべく、技術取引規制の見直し、罰則強化等の措置を講ずる。

## 背景

- 国際的な安全保障を巡る環境の変化  
～北朝鮮によるミサイル発射・核実験、テロとの闘い
- 我が国の汎用品や汎用技術が軍事利用される懸念の増大  
～民生技術の高度化、ハイレベルな我が国の技術水準

## 1. 技術取引規制の見直し

### 現行規制をめぐる環境変化

- 国際的な人の移動の活発化に伴い、「居住者」-「非居住者」間取引のみの規制に限界
- USBメモリの普及など、情報技術の発達により技術の国外持出しが容易化  
→ 日本企業の外国人従業員や外国関係者などによる技術流出事案が発生

### 改正内容

- **安全保障上懸念ある技術の対外取引を全て許可対象に**
- **これを確実に実施するため、USBメモリ等の国境を越えた持出しについても許可対象に**

～主要国でも、技術について、貨物と同様に、国外持出しを規制する体系を既に採用しており、制度の国際的な調和にも資するもの

## 2. 罰則強化等

### 最近の不正事案

- 我が国を代表する企業による不正輸出事案
- 輸出許可逃れのために、貨物の性能データを改ざんした事案

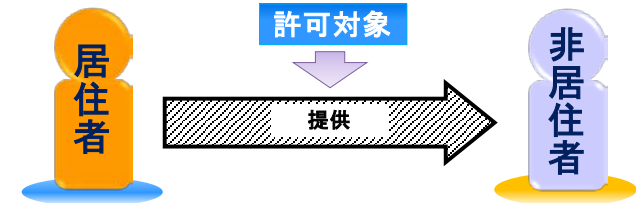
### 改正内容

- 無許可輸出等について**罰則を強化**  
また、**不正な手段による許可取得を罰する規定を導入**
- 機微な貨物を輸出する者等に対して、**輸出管理体制の整備を求める**

### その他

- 国連安保理決議を踏まえ、貨物の売買に基づく仲介貿易取引のみを対象とする規制を、貸借等に基づくものも対象とするよう見直す

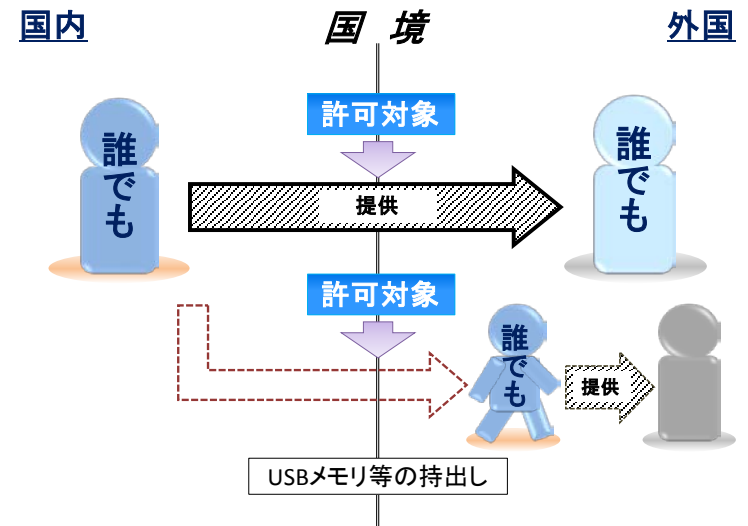
## 【現行規制のイメージ】



## 【現行規制が不十分なケース】

- 日本に短期滞在する者が、国内で取得した機微技術を国外に送付する場合
- 機微技術を記録したUSBメモリ等を持ち出し、国外で提供する場合

## 【新たに導入する制度のイメージ】



# 外国為替及び外国貿易法の一部改正について

グローバル化や情報化の進展、不正輸出事案の増加など、安全保障貿易管理を巡る情勢の変化を受け、技術取引規制の見直しと、罰則強化等の措置を講ずる所要の改正を行う。

公布：平成21年4月30日

施行：平成21年11月1日（一部を除く）

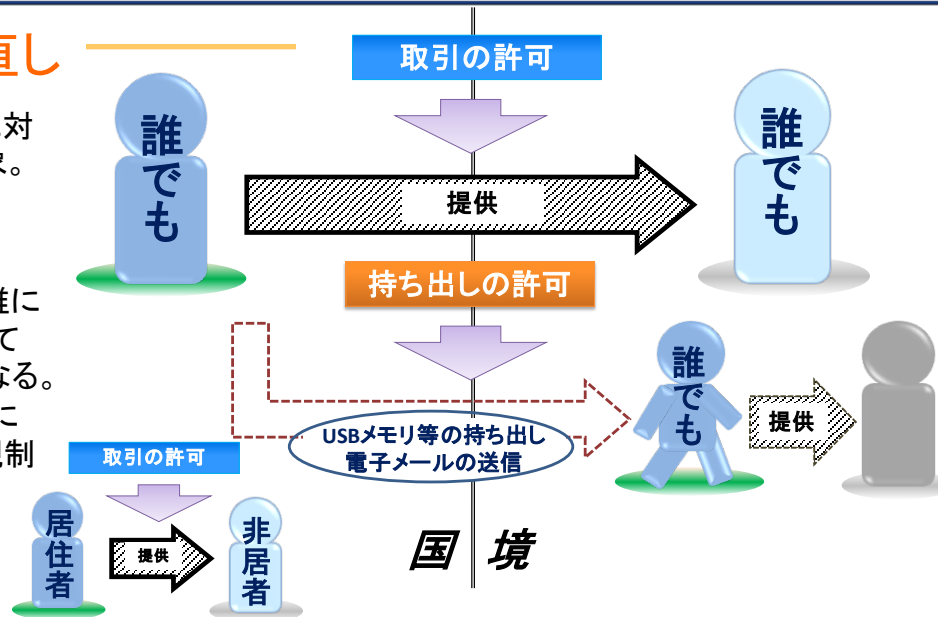
## 技術取引規制の見直し

改正前は、居住者から非居住者に対して技術提供を行う場合が規制対象。



改正後は、これに加えて、誰から誰に対する提供であっても、外国に向けて技術を提供する場合は規制対象となる。

また、技術を提供するために国外に技術を持ち出すこと自体が新たに規制対象となる。



**Point!**  
技術を国外で提供するために持ち出す者は、技術を国外に持ち出す前に、いずれかの許可を受けなければならない。

**Point!**  
国内にいる非居住者が、外国に向けて技術を提供する場合は、許可を受けなければならない。

## 輸出者等遵守基準

※平成22年4月1日施行

安全保障上機微な貨物や技術の輸出等を業として行う者は、経済産業大臣が定める輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

### 【遵守基準で定める内容】

- ① 輸出管理の責任者を明確にすること。
- ② 関係法令の遵守を指導すること。
- ③ リスト規制品を業として輸出等する者は、その他適切な輸出管理を実施すること。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象となる）。

## 仲介貿易規制の見直し

仲介貿易取引の規制対象範囲を、貨物の売買に関するものから、貨物の売買、貸借又は贈与に関するものに拡大。

## その他の改正・罰則強化等

■ 無許可輸出・取引に係る罰則水準の引上げ

現行の  $\left[ \begin{array}{l} 5年以下の懲役 \\ 200万円以下の罰金 \end{array} \right]$  から、最大  $\left[ \begin{array}{l} 10年以下の懲役 \\ 1000万円以下の罰金 \end{array} \right]$  に。

■ 不正な手段による許可等取得に対する罰則の新設

■ 法人と自然人の時効を調整する規定の導入

# 外国為替及び外国貿易法の一部改正に伴う法令改正の全体図（抄）

## 外為法

第25条第1項・第3項

（技術取引規制の見直し）

第25条第4項

（仲介貿易取引の強化）

第55条の10～12

（輸出者等遵守基準の導入）

第69条の6第2項

（罰則水準の引上げ）

## 外為令

第17条第2項

（第25条第3項の持ち出し）

第17条第3項

（仲介貿易取引）

第17条第5項

（懸念のない取引）

第18条の2

（税関における確認）

第27条

（懲役10年以下となる範囲）

## 輸出令

第13条

（懲役10年以下となる範囲）

## 施行日政令

全体は11月1日

遵守基準関係は来年4月1日

## 貿易外省令

第1条ほか

（第17条第2項許可の新設）

第9条第1項

（第17条第2項の許可例外）

第9条第2項

（許可例外の取引）

第12条

（税関長の確認事項）

様式

（第17条第2項の申請様式）

## 重要貨物省令

特定重要貨物等を指定

（遵守基準の重い部分がかかる範囲）

## 遵守基準省令

業として輸出を行う者に、輸出管理体制の整備を義務づける。

## おそれ省令等

核兵器等の規定ぶりを修正

## 役務通達

技術取引の見直し、第17条第2項義務の新設に伴い、大幅に改正

## 包括許可関係

技術取引規制の見直しに対応  
文書保存期間を延長

## 仲介貿易通達

仲介貿易の範囲拡大に伴い改正

## 社内管理規定

文書保存期間を延長  
遵守基準を踏まえたものであることを規定

## その他の通達

技術取引規制の見直し、許可義務の新設、条ズレ等に伴い微修正